

FOR TOMORROW

しづや法人

申告納税は



〈平成27年度税制改正に関する提言を報告 柳田全法連税制税務委員長(渋谷法人会会長)〉

中小企業活性化のための税制措置の確立と 聖域なき行財政改革の推進を強く求める！(4頁)

2014.12
No. **532**
平成26年

渋谷税務署納税表彰式報告	3
確定申告会場開設のお知らせ	6
税務コーナー	8
事業ア・ラ・カルト	10
都税コーナー	14

法人会掲示板 12月

12月・1月・(2月)実施する主な事業

- 12月4日 青年部会：渋谷駅前美化活動
- 12月4日 広報委員会
- 12月5日 青年部会役員会
- 12月6日 フェスタ原宿
- 12月17日 婚活委員会
- 12月18日 理事会
- 1月8日 新年賀詞交歓会
- 1月10日 観劇会：明治座「春日局」
- 1月18日 しぶやニュー駅伝（青年部会参加）
- 1月19日 成田山新勝寺日帰りツアー
- 1月22日 女性部会新年会（新春講演会・懇親会）
- 1月23日 所得税確定申告書の書き方セミナー
- 2月2日 第10・11ブロック合同研修会
- 2月3日 青年部会：渋谷駅前美化活動
- 2月6日 源泉所得税セミナー
- 2月12日 源泉研究部会役員・世話人会
- 2月20日 消費税セミナー

※下記の場所で絵はがきコンクール入選作を展示します。

12月11日～12月24日 東急東横店南館2Fコンコース

1月26日～2月26日 渋谷区役所1Fロビー

※事業については渋谷法人会ホームページでもご覧いただけます。

法律相談について

法律相談をご希望の方は、上部団体の東法連の法律相談をご利用下さい。

- ◆日 時 毎週月曜日から金曜日まで（祝日等除く）
午前10時・11時・午後2時・3時・4時の5回
- ◆場 所 羽野島法律事務所（新橋）
- ◆相談料 1時間まで無料 追加30分：5,000円
- ◆申込先 東法連：TEL 3357-0771

※法人会HPからお申込み可能です。（メールアドレス登録済みの方）

渋谷法人会HP → 右側 会員サービス → 法律相談の活用



定例説明会等のお知らせ

《税務無料相談》

日時 平成26年12月17日(水)午後1時～4時

日時 平成27年1月21日(水)午後1時～4時

日時 平成27年2月18日(水)午後1時～4時

場所 渋谷法人会館 渋谷区神泉町9-10
TEL 3461-0758

《決算法人説明会》

日時 1月15日(木) 午後1時30分～4時

場所 渋谷税務署 7F 会議室

日時 2月12日(木) 午後1時30分～4時

場所 渋谷税務署 7F 会議室

該当の会社は是非ご出席下さい。

「レッスンスタジオ」フロアも新規オープン！

アミーホール

展示会・セール・その他 イベント会場

お問い合わせ TEL 03-3409-2101

平成26年度 渋谷税務署長納税表彰式

(本会関係者) 表彰状5名、感謝状6名受彰

平成26年度納税表彰式が11月14日(金)、午後3時30分より原宿東郷記念館で開かれ、約200名の参加者を前に本会より、表彰状5名、感謝状6名の方々が税務行政に功労があったとして、受彰の栄に浴されました。

渋谷税務署長表彰状受彰者



丸山 幸孝氏
(常任理事)
(株)エムトレーディング



西村 元氏
(理事)
(有)オフィスはじめ



脇田 茂久氏
(理事)
(株)ワキタ鞆店



滝島 聡氏
(理事)
(株)光文堂インターナショナル



松本 芳枝氏
(女性部会副会長)
(有)ユニオン企画

渋谷税務署長感謝状受彰者



新村 俊三氏
(理事)
(有)舩勝酒店



大石 隆士氏
(理事)
オフィス大石(株)



有馬 清種氏
(理事)
(株)有馬商店



安齋 隆雄氏
(理事)
(有)喜久屋



松下 義男氏
(地区長)
(株)ピューターズ



小野木 邦夫氏
(地区長)
(株)アイズ



表彰状受彰者：丸山幸孝氏

また10月30日(木)に副会長 八木原 保氏が東京都主税局長表彰、11月19日(木)に副会長 新居常男氏が東京都渋谷都税事務所長感謝状を受彰されました。

東京都主税局長表彰状受彰者



八木原 保氏
(副会長)
(株)ジム

東京都渋谷都税事務所長感謝状受彰者



新居 常男氏
(副会長)
(株)メッセンジャー



納税表彰式

正しい税知識を学ぼう

中小企業活性化のための税制措置の確立と 聖域なき行財政改革の推進を強く求める！

法人会の「平成27年度税制改正に関する提言」が、9月18日の公益財団法人 全国法人会総連合（以下「全法連」）の理事会でまとまった。

同提言は、会員企業からの要望意見、税制改正に関するアンケートなどをもとに取りまとめられたもので、「社会保障と税の一体改革と今後のあり方」「経済活性化と中小企業対策」「国と地方のあり方」「震災復興」などからなっている。

全法連では、全国85万会員の声として、財務省、中小企業庁、自民党および国会議員などに対して実現を求めて要望活動を行っている。

さらに、全国41都道県連および441単位会でも、地元選出の国会議員、地方自治体の首長、議長あて広汎な要望活動を行っている。提言（要約）は次のとおり。

I 社会保障と税の一体改革と今後のあり方

1. 社会保障制度のあり方に対する基本的考え方

○我が国の社会保障制度は「中福祉」「低負担」であり、高齢化社会の急進展により今後の社会保障給付は急速な増大が不可避とされることから、社会保障制度の改革は急を要する。

○改革に当たっては、いかに給付を「重点化・効率化」によって抑制するかが重要である。給付財源を公的負担に頼ることになれば、いくら増税しても間に合わない。

2. 消費税引き上げに伴う対応措置

○消費税率の引き上げに当たっては、景気に十分な配慮が必要なほか、現在施行されている「消費税転嫁対策特別措置法」の効果等を検証し、中小企業が適正に価格転嫁できるよう、さらに実効性の高い対策をとるべきである。

○事業者の事務負担、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から、当面（税率10%程度までは）は単一税率が望ましい。また、インボイスについては、単一税率であれば現行の「請求書等保存方式」で十分対応できるものとするので、導入の必要はない。

3. 財政健全化に向けて

○財政健全化の達成は税の自然増収や増税

のみに頼るのではなく、聖域なき歳出削減が不可欠である。その際には社会保障をはじめとした各歳出分野に削減目標を定め、その達成に必要な具体的方策と工程表を明示して着実に実行することを求める。

○消費税率のさらなる引き上げに当たっては経済への負担を和らげる財政措置も必要になるが、財政健全化の阻害要因とならないよう十分注意すべきである。

○国債の信認が揺らいだ場合、金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられる。市場の動向を踏まえた細心の財政運営が求められる。

4. 行政改革の徹底

○社会保障の安定財源確保と財政健全化のために、消費税が引き上げられることは重要であるが、その前提に「行革の徹底」があったことを改めて想起する必要がある。

○「まず隗より始めよ」の精神に基づき地方を含めた政府、議会が自ら身を削らなければならない。

5. 共通番号制度について

○マイナンバーの運用に当たっては国民の利便性を高めるとともに、制度内容を国民に周知し、定着に向けて取り組んでいくことが必要で

ある。

○個人情報の漏洩、第三者の悪用を防ぐためのプライバシー保護など制度の適切な運用が担保される措置を講じるとともに、コスト意識をもつことも重要である。

6. 今後の税制改革のあり方

○今後の税制改革に当たっては、①国際間の経済取引の増大や多様化、諸外国の租税政策等との国際的整合性②経済の持続的成長と雇用の創出③少子高齢化や人口減少社会の急進展④グローバル競争とそれがもたらす所得格差など、経済社会の大きな構造変化——などにどう対応するかという視点等を踏まえ、税制全体を抜本的に見直していくことが重要な課題である。

II 経済活性化と中小企業対策

1. 法人税率の引き下げ

○復興特別法人税が1年前倒しで廃止され、法人実効税率は35.64%に引き下げられた。しかし、近年、国際競争力の強化や外国資本の誘致などを目的に大幅な引き下げが行われているアジア、欧州各国との税率格差は依然として大きい。

こうした状況が続けば、国内企業の海外移転が加速し、雇用への悪影響、さらには経済全体の衰退につながる恐れがある。これらの観点から、法人の税負担は地方税を含めて大幅に軽減すべきであり、政府が示した来年度からの法人実効税率引き下げを着実に実行すべきである(法人実効税率20%台の実現)。

○税率引き下げの代替財源については、財政健全化目標との関係なども踏まえれば恒久財源の確保を原則とすべきで、具体的財源は税制全般の改革の中で検討されることが望ましい(代替財源として課税ベースを拡大するに当たっては、中小企業に十分配慮すべき)。

2. 中小企業の活性化に資する税制措置

○中小法人に適用される軽減税率の特例15%を時限措置ではなく、本則化するように求める。なお、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長すること。

また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なく

とも1,600万円程度に引き上げるよう求める。

○中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含め、本則化することを求める。

○小額減価償却資産の取得価格の損金算入の特例については、損金算入額の上限(合計300万円)を撤廃し、本則化することを求める。

3. 事業承継税制の拡充

○我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化、雇用の確保などに大きく貢献しており、経済の根幹を支える重要な存在である。その中小企業が相続税の負担等により事業が承継できなくなることは、日本経済に大きな損失を与えるものである。

○平成25年度税制改正において、納税猶予制度の要件緩和や手続きの簡素化が図られるなど大幅な見直しが行われた。しかし、中小企業が円滑な事業承継を行うにはまだ不十分であり、更なる要件緩和と充実、事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設を求める。

III 国と地方のあり方

○地方分権は権限と責任が国から移行することを意味する。従って地方は国依存から脱却し自立・自助の体質を構築することが不可欠となる。

○地方行政に必要な安定的な財源の確保や行政改革についても、自立に向けて自らの責任で政策を企画・立案し実行していくことが求められる。

IV 震災復興

○被災地の復興の遅れが依然として改善されていない。復興事業に当たっては、予算を適正かつ迅速に執行するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き、適切な支援を行う必要がある。また、被災地における企業の定着、雇用確保を図る観点などから、実効性のある措置を講じるよう求める。

提言の全文は「全法連ホームページ」でご覧いただけます。

<http://www.zenkokuhojinkai.or.jp/>

—— 東京法人会連合会 ——

渋谷、世田谷、北沢、玉川、目黒税務署から 確定申告会場開設のお知らせ

所得税及び復興特別所得税・贈与税・個人消費税の
申告書作成会場を

ベルサール渋谷ファーストに開設します。

期 間：平成27年**2月12日(木)**から**3月16日(月)**まで

※ 土、日及び祝日を除きますが、2月22日(日)及び3月1日(日)は開場します。

時 間：受 付 **午前8時30分**から**午後4時**まで（提出は午後5時まで）

相談開始 **午前9時15分**

所在地：渋谷区東1-2-20（住友不動産渋谷ファーストタワー 2階）

※ 会場に駐車場及び駐輪場はありません。

※ 1月5日(月)から3月16日(月)の期間は、税務署内に申告書作成会場はありません。

※ 申告書作成会場は、3月に入りますと、大変な混雑が予想されます。



渋谷税務署 TEL 03-3463-9181(代表) 玉川税務署 TEL 03-3700-4131(代表)

世田谷税務署 TEL 03-6758-6900(代表) 目黒税務署 TEL 03-3711-6251(代表)

北沢税務署 TEL 03-3322-3271(代表)

国税庁ホームページで確定申告書等の作成ができます！ 詳しくは裏面をご覧ください。

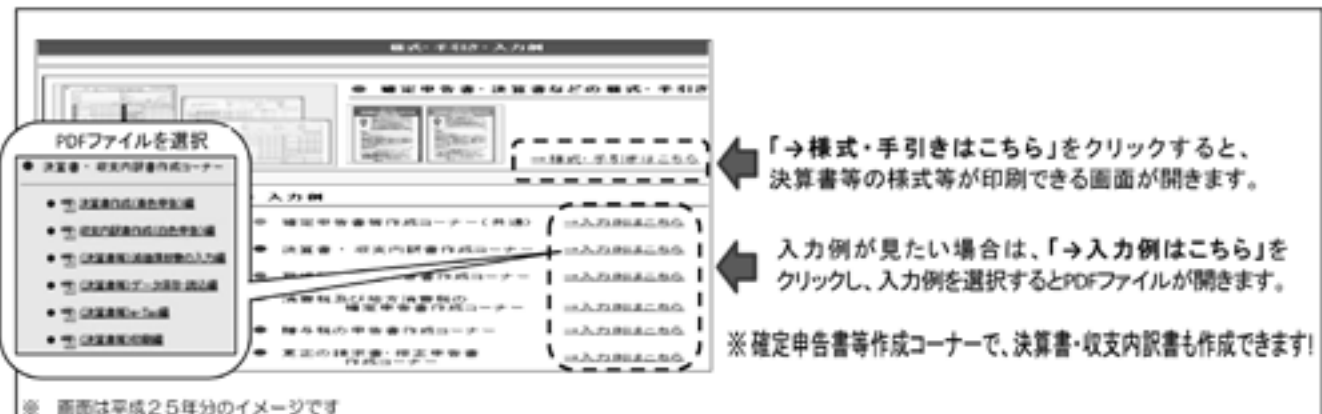
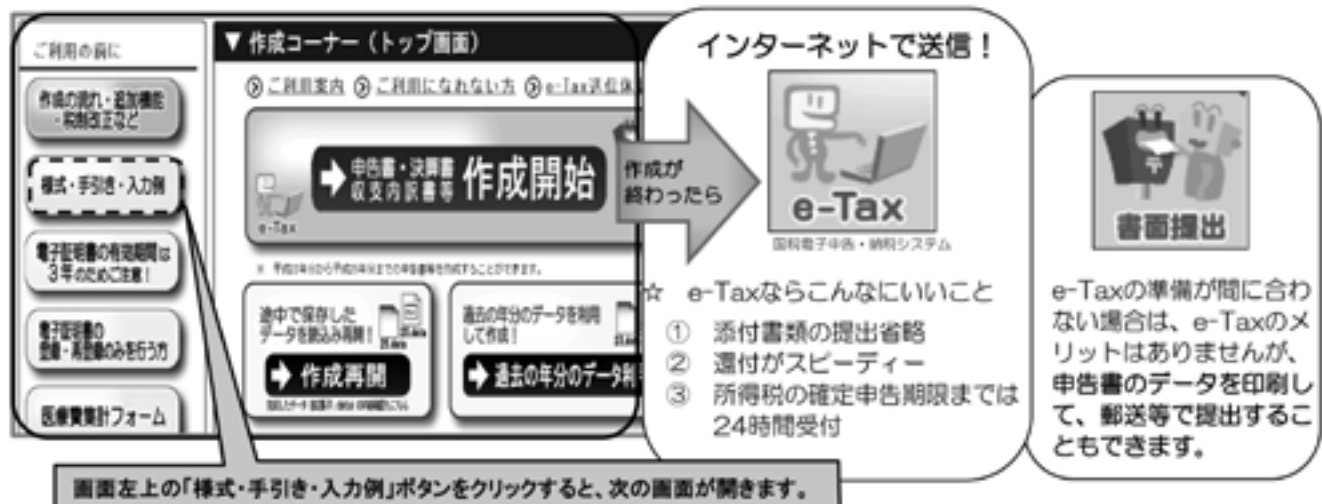


e-Taxを利用しよう

確定申告書の作成は、

国税庁ホームページ「平成26年分確定申告書作成コーナー」が便利です。

画面の案内に従って、金額等を入力することにより、所得税及び復興所得税、消費税等の確定申告書や青色決算書などを作成することができます。



○復興特別所得税の記載漏れにご注意ください!

平成25年分から平成49年分まで、復興特別所得税を所得税と併せて申告・納付することとなります。

○記帳・帳簿等の保存制度の対象者が拡大されました。

平成26年1月から事業や不動産貸付等を行うすべての方に記帳と帳簿書類の保存が必要となりました。

所得税の申告の必要のない方も記帳帳簿の保存制度の対象となります。

税務署では、記帳の仕方等を説明する「記帳説明会」を開催しています。

詳しくは国税庁ホームページ「個人で事業を行っている方の記帳・帳簿等の保存について」をご覧ください。

税 務 署

法定調書の作成・提出はパソコンで !!

～ e-Tax、光ディスク等でもっと便利に ～

e-Tax（国税電子申告・納税システム）を利用すると、

作成が便利！

画面に表示される法定調書等の様式に必要な事項を入力するだけで、法定調書や法定調書合計表が作成できる上、支払者の氏名や住所等があらかじめ画面に表示されますので入力の手間も省けます。

提出が便利！

自宅やオフィス、税理士事務所などからインターネットを利用して法定調書等を税務署に提出することができます。



ペーパーレスで自宅や
オフィスもすっきり！！

◎ e-Tax のご利用に際しては、電子証明書の取得（手数料が必要です）、電子証明書がICカードに格納されている場合には、ICカードリーダーライタの購入などの事前準備が必要です。

（注）パソコンの環境などによりご利用できない場合があります。

◎ e-Tax を利用するためには、開始届出書の提出が必要です。

開始届出書は、e-Tax ホームページからオンラインで提出でき、利用者識別番号等がオンラインで発行（通知）されます。利用者識別番号の取得後、電子証明書等の初期登録を行ってください。

◎ 「給与所得の源泉徴収票等の法定調書（及び同合計表）」については、e-Tax ホームページの「e-Tax ソフト（WEB版）」により、作成・提出することもできます。（詳しくは 29 ページをご覧ください。）

◎ 詳しくは、e-Tax ホームページをご覧ください。利用開始の手続、パソコンの推奨環境、e-Tax ソフトの操作方法、また、よくある質問（Q & A）など、e-Tax に関する最新情報についてお知らせしています。なお、ご不明な点がある場合には、最寄りの税務署までお問い合わせください。

光ディスク等による提出について

法定調書は、書面及び e-Tax による提出のほか、光ディスク等（CD、DVD、FD、MO）により提出することもできます。

初めて光ディスク等により提出する場合には、事前に承認申請手続が必要です。また提出する規格等が定まっておりますので、国税庁ホームページをご覧ください。最寄りの税務署までお問い合わせください。

提出に当たってはセキュリティ確保のため、暗号化（自己復号型）による提出をお勧めします。

なお、一定の基準に該当する方については、平成 26 年 1 月 1 日以降、光ディスク等による提出が義務化されています。

e-Tax ホームページ www.e-tax.ntago.jp

イータックス

検索

提出期限等について

この手引で示す法定調書は、平成 27 年 2 月 2 日（月）までに所轄税務署長（給与支払報告書・特別徴収票については、関係市区町村長）に提出しなければなりません。

法定調書の提出範囲の金額基準の判定及び記入方法について

- 1 提出範囲の金額基準の判定に当たっては、原則として消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）の額を含めてください（消費税等の額が明確に区分されている場合には、その額を含めなくても差し支えありません。）。
- 2 支払金額の記入に当たっては、原則として消費税等の額を含めて記入してください（消費税等の額が明確に区分されている場合には、その額を含めなくても差し支えありませんが、その場合には、「(摘要)」欄にその消費税等の額を記入してください。）。

復興特別所得税の源泉徴収について

平成 25 年 1 月 1 日から平成 49 年 12 月 31 日までの間に生ずる所得については、源泉所得税を徴収する際、復興特別所得税を併せて徴収し、源泉所得税の法定納期限までに、その復興特別所得税を源泉所得税と併せて納付しなければならないこととされています。

このため、法定調書のうち「源泉徴収税額」欄が設けられているものについては、**所得税と復興特別所得税の合計額を記載してください。**

※ 平成 25 年分以降の源泉徴収税額表は、復興特別所得税を含んだ税額表に変更されています。

電子納税、電子申告を活用しよう

都税事務所だより

12月は固定資産税・都市計画税第3期分の納期です(23区内)

お手元の納付書により、1月5日(月)までにお納めください。

<ご利用になれる納付方法>

- ①金融機関※¹・郵便局・都税事務所・都税支所・支庁の窓口
- ②口座振替※²
- ③コンビニエンスストア※³



<利用可能なコンビニエンスストア>

くらしハウス ココストア コミュニティ・ストア サークルK サンクス スリーエイト スリーエフ 生活彩家 セブン-イレブン
デイリーヤマザキ ニューヤマザキデイリーストア ファミリーマート ポプラ ミニストップ ヤマザキスペシャルパートナーショップ
ヤマザキデイリーストアー ローソン MMK設置店(コンビニ以外の店舗を含む。ただし、無人端末は除く。)

- ④金融機関※¹・郵便局の  (ペイジー) 対応のATM、インターネットバンキング、モバイルバンキング※⁴

- ※1 一部、都税の取扱いをしていない金融機関があります。
- ※2 申込方法等の詳細は、主税局徴収部納税推進課口座振替係(03-3963-2177)へお問い合わせください。
- ※3 納付書1枚あたりの合計金額が30万円までの納付書(バーコードがあるもの)に限ります。
- ※4 ○  (ペイジーマーク) の入っている都税の納付書に限ります。
○領収証書は発行されません。領収証書が必要な方は、金融機関等の窓口またはコンビニエンスストア
でご納付ください。なお、都では独自に、「都税納税確認書」を発行しておりますので、ご希望の方
は各都税事務所までご連絡ください。
○新規にインターネットバンキングやモバイルバンキングをご利用する方は、事前に金融機関へのお申
込みが必要です。
○システムの保守点検作業のため、一時的にご利用できない場合があります。

【お問い合わせ先】渋谷都税事務所 電話03-3463-4311(代表) 〈課税について〉固定資産税係 〈納税について〉徴収管理係

固定資産税・都市計画税の納付には、安心便利な口座振替をご利用ください。

お申込みは、口座振替を開始しようとする月の前月の10日までに、口座振替依頼書(ハガキ式又はダウン
ロード様式)に必要な事項を記入の上、郵送していただくか、預(貯)金通帳、通帳届出印、納税通知書をご
持参のうえ、金融機関または郵便局の窓口でお手続きください(1月13日(火)までにお申込みいただくと、
固定資産税・都市計画税第4期分から口座振替をご利用いただけます)。

<口座振替のお問い合わせ先> 主税局徴収部納税推進課口座振替係(03-3963-2177)

23区内に土地をお持ちの方へ 住宅用地の申告はお済みですか?(23区内)

～住宅用地は、固定資産税・都市計画税が軽減されます～

住 宅 用 地 と は	住宅の敷地として利用されている土地
申告が必要な場合	○住宅を新築・増築した場合 ○住宅の全部または一部を取り壊した場合 ○住宅を建て替える場合 ○家屋の全部または一部の用途(利用状況)を変更した場合 ○土地の用途(利用状況)を変更した場合 ○住宅が災害等の事由により滅失・損壊した場合
申 告 方 法	「固定資産税の住宅用地等申告書」等に必要な事項をご記入のうえ、 土地が所在する区にある都税事務所の土地係に提出してください。
申 告 期 限	平成27年2月2日(月)



【お問い合わせ先】土地が所在する区にある都税事務所の土地係 渋谷都税事務所 電話 03-3463-4311(代表)

法人会の事業活動に積極的に参加しよう

法人会 事業 アラカルト

税を考える週間協賛事業

渋谷区くみの広場(しぶやフェスタ2014)に参加
「税を考える週間」(11/11～11/17)協賛行事の一環として、去る11月3日(日)、4日(月)の2日間、渋谷税務署管内税務関係五団体の一員として、渋谷区くみの広場(しぶやフェスタ2014)に参加。2日間で延べ90万人の来場者で賑わう会場で税金クイズに挑戦していただき、賞品のパンジーの鉢植え(3,000セット)や子供たち向けに風船を用意してプレゼントした。

他に法人会として、クリアファイル、税金クイズ式まんが「クイズだゼイ！」等も各3,000セット提供しました。

クイズに参加された皆さんは、改めて税に対する認識を深められたようだった。

柳田会長、八木原副会長、石田副会長、青年部会、女性部会員の皆さん、早朝より花のセットや税金クイズ、鉢植えのプレゼンターまでお疲れ様でした。



子どもパターゴルフでクイズに挑戦



イータ君と



早朝から花の準備



大勢のご来場有難うございます

第9回チャリティゴルフコンペを開催

厚生委員会主催による第9回チャリティゴルフコンペを9月18日(木)、埼玉県の越生ゴルフクラブで開催し、



渋谷区社会福祉事業団に寄付(新居厚生委員長：右)



優勝者：久保隆司氏

今年は天気に恵まれ、滞りなく開催することが出来た。

優勝は、昨年に引き続き(株)ジールエージェントの久保隆司氏。参加者は42名。

参加者からのチャリティ募金42,000円を10月1日、新居厚生委員長から渋谷区社会福祉事業団に寄贈した。

海♡婚パーティーを開催

～東京湾トワイライトクルーズで胸キュンパーティー～

昨年「ボジョレー・ヌーボーを楽しむ会」として開催し、4組のカップルが誕生した、企業間独身者交流会を今年は、9月27日(土)で東京湾ヴァンティアンクルーズで海婚パーティーとして開催した。



海婚パーティー



パーティー会場の船

当日は、船上でビュッフェ形式のパーティーを楽しんでいた

だき、最終的にフィーリングの合いそうな方の名前を書いてもらいカップリングをしたところ、13組ものカップルが誕生した。出席者は男性25名、女性24名。

また、工夫を凝らした会を企画したい。

谷田昭吾氏特別講演

～タニタの成功法則 タニタ食堂を作った経営～

去る10月21日(火)午後3時より、渋谷エクセルホテル東急において、講師に体脂肪計で世界一になった、(株)タニタの創業ファミリーでヘルスケアオンライン(株)代表取締役、谷田 昭吾(たにだ しょうご)氏をお迎えし「タニタの成功法則」～タニタ食堂を作った経営～と題して、秋の特別講演会を開催した。

講演では、(株)タニタでの経験と自身が学んできた心理学の観点から健



柳田会長挨拶



講師：谷田昭吾氏



秋の特別講演会

メールアドレスを登録しよう

健康管理やダイエット等と経営学を理論と実際の成功事例を交えて講演された。

出席者は、71名。

特養ホーム美竹の丘、あやめの苑を慰問

<社会貢献委員会>

社会貢献委員会では11月4日：けやきの苑、5日：美竹の丘、6日：あやめの苑の特養老人ホームを慰問。昨年に続いて、千駄ヶ谷の(公財)東京二期会から、歌手2名、ピアノ1名のご協力を得て、今年も入所者の



桑原区長挨拶

方々にオペラとなじみの深い童謡を中心に約12曲を歌い、入所者の方々も聴き入っていた。



八木原社会貢献委員長挨拶



けやきの苑西原



花束贈呈



美竹の丘しづや



あやめの苑代々木

平成26年度第2回簿記講習会終了！

渋谷法人会では、9月8日より渋谷法人会館において、平成26年度の第2回の初級簿記講習会を開催し、11月10日終了した。



修了証を授与

開催時間は午後3時より5時まで。それぞれ最終日に修了証を渡した。講師は、税理士の四方 茂氏。受講者は18名。

去る11月12日(水)渋谷法人会館において、午後2時から3時30分までe-Tax体験セミナーを開催した。昨年

までは、eLTAX及び地方税説明会と一緒に開催していたが、今年は別々に開催した。

まず、講師の法人課税第一部門の八木審理担当調査官よりe-Taxの概要を説明し、続いてe-Taxを使った法定調書の作成・提出と源泉所得税の申請について実際にパソコンを使用しての説明と体験をしていただいた。出席者19名。



講師：八木審理担当調査官



e-Tax研修会

ブロックだより

ブロック税務講習会を開催終了

法人会の各ブロックでは、平成26年度税法改正の講習会を10月16日の第8ブロックを皮切りに11回にわたり開催し、11月21日の第6ブロックの開催により終了しました。

各開催については下表の通りです。



杉野第一統括官ご挨拶



講師：本田審理担当上席



第4ブロック税務講習会

ブロック税務講習会開催一覧

ブロック	開催日	開催時間	開催場所	出席
8	10月16日	10:30～12:00	西武信用金庫幡ヶ谷支店	31名
4	10月17日	10:30～12:00	渋谷法人会館	47名
9	10月20日	10:00～11:30	全理連ビル会議室	58名
11	10月22日	10:30～12:00	穂田区民会館	41名
10	10月24日	10:30～12:00	千駄ヶ谷社会教育館	52名
7	10月29日	10:30～12:00	八千代銀行幡ヶ谷支店	45名
3	10月31日	10:30～12:00	渋谷区立商工会館	56名
5	11月4日	10:30～12:00	渋谷法人会館	32名
1	11月11日	10:30～12:00	リフレッシュ氷川	64名
2	11月18日	10:30～12:00	西武信用金庫恵比寿支店	42名
6	11月21日	10:10～11:40	上原区民会館	28名

会員の増加は、会員のメリットに通じる

金王八幡例大祭に参加

第4ブロック（藤木ブロック長）

去る9月13日(土)京王井の頭線渋谷駅ガード下で毎年9月下旬に開催しているもので櫓を組み、模擬店等も出る道玄坂地区の金王八幡例大祭に今年も参加した。

祭りは13日と14日の2日間かけて開催されるが、法人会は13日土曜日の部に参加、当日は猛暑の中、渋谷



金王八幡まつり

税務署から提供された恒例の“税金クイズ”に子供も大人も挑戦していただき、お菓子などの景品を提供し、法人会をアピールした。

第10ブロック研修会

日時 9月7日(土) 午前8時30分～午後6時00分
行き先 横浜税関、山手西洋館、ランドマークタワー
(車中：税金クイズ)

参加者 14名



見学研修会

千駄ヶ谷まつりに参加

第10ブロック（細川ブロック長）

去る10月5日(日)千駄ヶ谷地区の小中学校4校で輪番開催している千駄ヶ谷まつりが今年は鳩森小学校で開催され、昨年に引き続き今年も参加した。

当日は大型台風18号の接近により、開催が危ぶまれたが、午前中は予想したよりは人出も有り、開催することが出来た。しかし午後からは、雨足も強まり人も少なくなってきて、クイズや景品が一部残ってしまい、11月のしぶやフェスティバルで利用することにした。



つば九郎も税金クイズに挑戦

クイズの挑戦者に景品と一緒に法人会発行のまんが式の税金クイズなどを渡し、法人会をアピールした。

広尾フェアに参加

第1ブロック（大塚ブロック長）

10月19日(日)渋谷法人会第1ブロックの広尾地区で昨

年は台風の為に中止になった為一昨年ぶりに広尾フェアが開かれ、今年も法人会から花小鉢、お菓子、税金クイズ等を提供し、法人会をアピールした。



みんなで答え合せ？

ボウリング大会を開催

（第7ブロック：田中ブロック長）

渋谷法人会第7ブロック（笹塚、幡ヶ谷地区）では、毎年恒例のボウリング大会を去る11月12日(水)午後5時30分より笹塚ボウルにおいて開催した。

参加者22名。



ボウリング大会参加者

部会だより

女性部会だより

小学生絵はがきコンクールを開催

女性部会主催により、第4回渋谷区内小学生“税の絵はがきコンクール”を開催した。今年度は渋谷区内の公立小学校16校から500作品が寄せられ、選考の



受賞作品

結果税務署長賞、都税事務所長賞、区長賞、法人会長賞が各1名、女性部会長賞、金賞各3名、銀賞5名、銅賞10名、入選42名を選出した。

入選作は渋谷マークシティのクリーエーション渋谷に11月7日から11月18日まで展示してありました。

e-Taxを体験してみよう！

平成26年9月入会の新入会員をご紹介します（順不同／敬称略）

ブロック	法 人 名	代表者名	連絡先住所	電話番号	業 種
2	(株)ICAデザイン研究室	石原 貞治	渋谷区猿楽町24-12	3461-6575	建築設計
3		福井 律子	渋谷区渋谷1-20-11-503		
9	(株)あくしゅ	山崎 泰宏	渋谷区代々木3-24-3	6300-7624	ソフトウェア開発
11	(株)レブハウス	堀口 康弘	世田谷区太子堂1-4-24	3487-2251	小売業
区外	新日本通信工業(株)	山田 莊之助	調布市多摩川4-2-4	042-483-0818	電気通信工事業

平成26年10月入会の新入会員をご紹介します（順不同／敬称略）

ブロック	法 人 名	代表者名	連絡先住所	電話番号	業 種
1	EDP graphic works(株)	熊本 直樹	渋谷区東1-4-25	3486-7955	デザイン業
1	税理士法人アイデアコンサルティング	伊東 大介	渋谷区広尾1-3-1	5793-4511	税理士業
2	昭和電設(株)	木村 清信	渋谷区恵比寿西1-3-2	3496-3821	建設業
2	(株)ジェネタス	齋藤 彰	渋谷区恵比寿西2-2-6	3780-7010	製造業
2	(株)アルメロウズ	松内 洋平	渋谷区恵比寿西2-17-6	3464-0428	イベント企画・制作・運営
5	(株)欧州エキスプレス	岩間 雄二	渋谷区道玄坂2-25-12	3780-5514	一般旅行業
5	(株)中一地所リアルエステート	中林 大	渋谷区宇田川町2-1	5856-7171	資産投資コンサルタント・不動産仲介業務
6	(株)キュープロジェクト	佐藤 幸二	渋谷区富ヶ谷1-51-10	6804-7193	飲食業
6	レタス&カンパニー(株)	友成 勇樹	渋谷区元代々木町27-7	6804-9385	飲食業
7	スタースリー(株)	今西 秀臣	渋谷区幡ヶ谷2-7-10	3376-7775	飲食業
10	(株)サン・シーロ	石原 卓馬	渋谷区千駄ヶ谷3-52-5	6434-5040	アパレル
11	(株)エヌイーエス	山口 義成	渋谷区神宮前5-47-8	5778-3663	飲食業

快適なお住居とオフィスの
環境づくりをお手伝します

有限会社 **小林カーテン**

〒150-0002 東京都渋谷区渋谷1-7-4

オーダーカーテン
ブラインド、ロールスクリーン
カーペット
クロス貼り

TEL 03-3400-0582
FAX 03-3400-0568

法人会ホームページを活用しよう



～23区内に償却資産をお持ちの方へ～

1月は固定資産税(償却資産)の申告月です(23区内)

償却資産とは	会社や個人で、工場や商店などを経営している方が、事業のために用いることができる構築物、機械、器具、備品等
申告が必要な方	平成27年1月1日現在、償却資産を所有している方
申告先	償却資産が所在する区にある都税事務所の償却資産係
申告期限	平成27年2月2日(月)

詳しくは、「申告の手引き」または主税局ホームページをご覧ください。資産が所在する区にある都税事務所へお問い合わせください。

償却資産の申告には、電子申告(eLTAX:エルタックス)もご利用できます

【電子申告についてのお問い合わせ先】

eLTAX (地方税ポータルシステム)
ホームページ <http://www.eltax.jp/>



エルタックス

検索

クリック



eLTAXイメージキャラクター
エルレンジャー

ヘルプデスク ハイシンコク ☎ 0570-081459 (左記電話番号につながらない場合: ☎ 03-5500-7010)

9:00から17:00※(土・日、祝祭日、年末年始を除く)

※申告用のデータ作成は、専用ソフトを利用していつでも行うことができます。

【お問い合わせ先】資産が所在する区にある都税事務所の償却資産係 渋谷都税事務所 電話03-3463-4311(代表)

認定長期優良住宅を新築し、1月31日(平成27年は2月2日(月))までにご申告された場合、固定資産税が減額されます

減額の対象となる住宅

- ①平成28年3月31日までの間に新築された住宅であること
- ②「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」第10条第2号に規定する認定長期優良住宅であること
- ③居住部分の床面積の割合が当該家屋の2分の1以上であること
- ④1戸あたりの床面積が50㎡以上280㎡以下であること(ただし、貸家の用に供する一戸建て以外の住宅については、40㎡以上280㎡以下)

減額される期間・税額

減額される期間 新たに固定資産税が課税される年度から5年度分(3階建以上の耐火・準耐火建築物については7年度分)

減額される税額 当該住宅の固定資産税額(居住部分で1戸あたり床面積120㎡相当分までを限度)の2分の1が減額



減額を受けるには、住宅が新築された年の翌年(1月1日新築の場合はその年)の1月31日(平成27年は2月2日(月))までに、減額の申告が必要です。詳しくは当該住宅が所在する区にある都税事務所にお問い合わせください。

なお、23区外の住宅については、当該住宅が所在する市町村へお問い合わせください。

振替納税を利用しよう

年末年始における窓口業務のご案内

年末年始における、都税事務所・都税支所・支庁、都税総合事務センター・自動車税事務所での事務の取扱いは次のとおりです。

	12月26日(金)	12月27日(土) ～1月4日(日)	1月5日(月)
都税の納税	○	×※	○
都税の申告(申請)書の受付	○	「申告書等受箱」をご利用ください。	○
証明書等の取扱い	○	×	○

○：ご利用できます ×：ご利用できません

※閉庁期間でも、金融機関等の窓口、金融機関のペイジー対応のATM、インターネットバンキング、モバイルバンキング、コンビニエンスストアではご納付いただける場合があります。詳しくは各金融機関等に直接お問い合わせください。

【お問い合わせ先】 渋谷都税事務所 電話 03-3463-4311

しゅば法人No.531
季節のクロスワードパズル●解答

解答 ビジュツカン

ム	ナ	カ	タ	■	エ	チ	ゴ
ン	■	ツ	■	ガ	シ	ユ	ウ
ク	ラ	シ	ツ	ク	■	ウ	■
■	イ	カ	リ	■	ピ	カ	ソ
フ	ジ	■	メ	ロ	ン	■	ラ
ラ	ン	ク	■	ダ	ク	ト	■
ン	■	ビ	ジ	ン	■	ケ	シ
ス	イ	レ	ン	■	サ	イ	ン

●当選者

しゅば法人No.531の“季節のクロスワードパズル”にご応募いただきありがとうございました。当選者は、下記の方々です。(非当選の方へのご通知は差し上げません)

マルフジェンエンジニアリング(株) 中田 俊一様
(株)小寺商店 小寺真理子様
東京精溜工業(株) 高橋由起江様
(株)コアラライブラリー協会 戸島 満徳様
サイトウ楽器(株) 齋藤 晃様

正解者の中から
抽選で5名の方に
クオカード1000円分
をプレゼント!

応募方法

◆郵便はがきに①クイズの答え②郵便番号③送付先④氏名⑤法人名⑥連絡先電話番号を明記の上、〒150-0045 渋谷区神泉町9-10 公益社団法人 渋谷法人会事務局までお送り下さい。なお締め切りは、平成27年1月6日(火)〈消印有効〉とさせていただきます。また応募はお1人様1通限りとさせていただきます。ご応募お待ちしております。当選者は次号発表いたします。

季節のクロスワードパズル

パズル制作・笠見孝子

1		2	3		4	5	6
		7		8		9	
10	11		12		13		
14							15
16			17	18		19	
	20	21				22	
23		24	25				
26						27	

タテのカギ

- 1 一年の汚れを落として、家じゅうピカピカに
- 2 ツリー用に森から一本
- 3 ランディング。サンタさんのソリは滑走路いらず?
- 5 苗字は野比。両親からのプレゼントはいつも勉強本
- 6 お歳暮の宅配で、受け取りにボンとおす
- 8 今年の天皇誕生日は「か」。冬至は?
- 11 TPOのPに相応しくないこと
- 13 身体のツボをギュッ。きく〜。きもちい〜
- 15 ステーキでどうぞ、牛の腰上部のお肉
- 18 コレのことを言うと、鬼がワッハハハ
- 19 マフラーは襟巻。ストールは?
- 21 インフレーションの〇〇〇接種しなきゃ
- 23 ミシュランから三つ頂きました。エッヘン
- 25 水面にブカリ、えびす様の釣竿にも付いている?

ヨコのカギ

- 1 出前用の手提げ箱
- 4 キツネさんが手袋を買いに。お金の正体は…
- 7 帰省に持参。何が喜ばれるかしら
- 9 ビールは茶色。赤ワインは緑が多い
- 10 年越しにツルツル。細く長くが願いです
- 12 暖炉がないから窓に下げたよ
- 14 赤穂浪士たち、いざ! 吉良邸へ
- 16 「ボクって天才かも」〇〇自賛
- 17 糸を引けばバンパーン、パーティを盛り上げる
- 20 愛媛県の旧国名、〇〇柑
- 22 「南極物語」のワンちゃんは〇〇とジロ
- 24 幹事さんご苦労様。かくし芸も楽しみね
- 26 年末ジャンボ宝くじの一等は五億円!
- 27 最北は青森、最南は沖縄

解答欄

“今日、そこに いくらかの不満があっても ……
明日の幸せは あなたのもの ウェストというアカデミックなお店は
そんなあなたを お待ちするためにあるのです”

少人数から60名様のご宴会・各種パーティー等ご予算に応じ承ります。又お勤め帰りに欧風居酒屋としてもお気軽にご利用下さいませ。

営業時間
午前11:00～午後11:00
(日・祭日はご予約のみ営業)

欧風家庭料理の店

West Café Restaurant
ウェスト

渋谷区渋谷1-10-7 グローリア宮益坂ⅢF
渋谷宮益坂(渋谷郵便局近く)

☎ 3400-0428



1 F 総合受付



3 F 健診フロアー



4 F 健診受付



2 F 健診フロアー



4 F 健診フロアー

今年 11 月 全フロアー 新装オープン

全フロアーを新装して、効率良く快適にご受診いただけます。

婦人科検査の女性専用待合スペースの新設、内視鏡室の増設、

CT検査装置の最新機種への入替なども行いました。

更なる充実した健診センターを目指し、皆様のご期待に応えるべく、

これからも積極的に予防医学に取り組んでまいります。

渋谷法人会 特別料金(1月～9月)
一般 63,720円 → 会員 58,320円

*10月～12月は一般料金(63,720円)になります。

PL東京健康管理センター

150-0047 東京都渋谷区神山町 17-8 電話 03-3469-1163

<http://www.pl-tokyo-kenkan.gr.jp/>

しぶや法人 第532号／平成26年12月1日発行(隔月1回1日発行)

発行人 柳田 道康 発行所 渋谷区神泉町9-10 公益社団法人 渋谷法人会 TEL 03-3461-0758 FAX 03-3461-0180
URL <http://www.tohoren.or.jp/shibuya> (会員の購読料は会費に含まれています。)